平成２３年（フ）第２１０号
愛知県豊橋市佐藤３丁目２番地の１
破産者　株式会社アコード
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５８号
三重県伊勢市二見町荘1648番地２、住民票上の住所三重県志摩市磯部町三ケ所345番地16
破産者　羽根　　正
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７５０号
京都府八幡市八幡安居塚36番地の２
破産者　有限会社リトルアニー
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘１丁目８－３、商業登記簿上の本店所在地奈良県生駒郡平群町西宮３丁目４番16号
破産者　アリスプラン有限会社
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１２号
岡山市北区津島西坂２丁目10番24号
破産者　御舩　安**寛**
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３号
高知市薊野西町３丁目25番12号　すみれ荘２Ｆ東端
破産者　高橋喜代子
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０号
長崎市早坂町1503番地
破産者　有限会社泰栄技研
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
長崎市丸尾町４番４号
破産者　株式会社九州技研
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
熊本県宇城市豊野町山崎1594番地の１
破産者　有限会社昇建設
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４０７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地５－911
破産者　鶴岡　進一
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
川崎市川崎区池上新町２丁目７番１号
破産者　磯田　　稔
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
川崎市高津区蟹ケ谷200番地　ヒューマンスクエア日吉ウルビノ504
破産者　竹原　　隆
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
新潟市中央区東幸町４番10号　ダイアパレスロイヤルシテイ東幸町西棟４階411号室、住民票上の住所新潟市江南区茜ヶ丘１番１号
破産者　長谷川　修
１　決定年月日　平成24年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７２号
新潟市江南区亀田中島４丁目２番30号　ルクレール204号、前住所新潟市江南区曙町４丁目10番35号
破産者　清野　俊樹
１　決定年月日　平成24年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２６号
新潟市秋葉区荻島３丁目14番７号
破産者　齋藤　勇夫
１　決定年月日　平成24年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６５号
秋田市八橋イサノ２丁目２番６号　第一キャッスル長沢Ｄ、前住所秋田市泉南２丁目２番20号
破産者　中嶋　光也
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４２号
秋田市新屋栗田町21番６－101号、前住所秋田市飯島字飯島水尻395番地３
破産者　小室　幸雄
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
山形県酒田市幸町１丁目９番25号
破産者　池田八重子
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第４８号
山形県酒田市田沢字中島18番地の３
破産者　土田　　悦
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６３４号
埼玉県蓮田市大字閏戸4117番地62
破産者　齊藤　幸一
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係